

令和5年度 集団指導資料 (長寿社会課介護保険係)

～ 内 容 ～

1.	新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの終了等	1
2.	過誤調整による返金に関する留意事項 (お願い)	1
3.	加算減算に関する留意すべき事項.....	2
4.	介護給付費適正化事業における点検の実施.....	5
5.	事故報告についての注意事項.....	6
6.	介護保険に係る質問時の留意点及び提出先.....	7

1. 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いの終了等

今年5月にメールでお知らせしましたが、これまでに厚生労働省から通知された、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いに関する事務連絡(第1報～第27報)について、今年5月8日以降の取扱いについて整理されていますので、下記の同省ホームページをご確認のうえご対応の程をよろしくお願いいたします。

【厚生労働省ホームページ】

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

6. 介護サービス事業所等の人員、施設・設備及び運営基準等の臨時的な取扱いに関する事項

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて (別紙1) (別紙2)

(令和5年5月1日厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)

2. 過誤調整による返金に関する留意事項 (お願い)

- 高額介護サービス費に関する確認について

介護給付費を返金する過誤調整依頼を行う際に、「高額介護サービス費の返金」の確認が必要な場合がありますので、必ず事前に担当者(長寿社会課介護保険係)へご相談をお願いします。

3. 加算減算に関する留意すべき事項

介護報酬請求について、法令等の遵守に努められているところですが、長期間の過誤調整が必要となる事案が少なからず発生しております。

同名の加算であっても、サービスの種類により算定要件に違いがあるものや、介護報酬改定により算定要件に変更があるものがありますので、ご確認をお願いします。

適正な介護報酬請求の維持に加え、このような事案の予防対策として、必要に応じて定期的または適宜の加算や減算に関する算定要件に係る基準（算定基準等の告示）および取扱い（留意事項通知、関連事務連絡、各種 Q&A）の確認、ならびに必要な各種文書等および要件確認や特殊事情などの記録を整備することに、ご注意ください。

その他、下記の事項についてご留意ください。

● LIFEに係る情報提供

LIFEに関連する加算のうち、下記の加算について、情報を提出すべき月について情報の提出を行えない事実が生じた場合、直ちに次の項目の加算等の体制状況等に関する「算定要件に適合しなくなった場合」の届出を提出しなければならないこと、および算定については、次のとおり通知されています。

「事実が生じた月のサービス提供分から情報の提出が行われた月の前月までの間について、利用者全員について本加算を算定できないこと。」

（例えば、4月の情報を5月10日までに提出を行えない場合は、直ちに届出の提出が必要であり、4月サービス提供分から算定ができないこととなる。）

- | | |
|---------------|----------------|
| ➤ 科学的介護推進体制加算 | ➤ 自立支援促進加算 |
| ➤ ADL維持等加算 | ➤ 栄養マネジメント強化加算 |
| ➤ 褥瘡マネジメント加算 | ➤ 栄養アセスメント加算 |
| ➤ 排せつ支援加算 | |

なお、下記【参考資料】の事務連絡（介護保険最新情報 Vol.1060、1069、1076、1077）においては、「システムトラブル等により提出ができなかった場合」として「やむを得ない場合」に該当し、必要な情報提出ができなかったとしても、上記の算定が可能とされているところです。

ただし、この場合の情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておくなど、根拠資料として提示できるように、記録する必要がありますので、ご注意ください。（下記【参考資料】Q&A（Vol.3）問16）

【参考資料】

- 「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）第2の1(1)ア、3(1)、6(1)、8(1)、9(1)、12(1)、13(1)
- 「「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」の送付について」（令和3年3月26日(事務連絡)介護保険最新情報Vol.952）問16
- 「科学的介護情報システム（LIFE）の受託事業者変更に伴うお問い合わせフォーム等の一部機能の停止及び今後の対応について」（令和4年3月31日(事務連絡)介護保険最新情報Vol.1060）
- 「科学的介護情報システム（LIFE）の令和4年度ADL維持等加算算定ツールの不具合について」（令和4年4月21日(事務連絡)介護保険最新情報Vol.1069）
- 「科学的介護情報システム（LIFE）に関するお問い合わせフォームの再開及び今後の対応について」（令和4年5月16日(事務連絡)介護保険最新情報Vol.1076）
- 「科学的介護情報システム（LIFE）における過去の記録の上書きについて」（令和4年5月17日(事務連絡)介護保険最新情報Vol.1077）

● 加算等の体制状況等に関する算定要件の確認・届出

体制状況等の届出が必要な加算等については、適宜、算定要件の適合状況を確認し、体制状況等が維持されている必要があります。

この算定要件に適合しなくなった場合には、加算等を請求しないだけでなく、速やかに体制状況等について「なし」など適合しなくなった旨の届出をしてください。

もし、算定要件に適合しなくなった場合に、加算等の請求を継続していると、過誤調整等による返金が必要となります。

（悪質性などが認められる場合は、指定取り消し等となることがあります。）

【参考資料】

- 下記通知の第1の5「加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い」、ほか
- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）
 - 「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号）

- 栄養管理基準減算の経過措置終了

(各施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

当該減算要件に該当している場合、令和6年3月31日までは、減算は適用されませんが、同年4月1日からは減算が適用されます。

【参考資料】

- 令和3年3月15日厚生労働省告示第73号 附則第9条

- 運営基準減算（居宅介護支援）

運営基準「内容及び手続の説明及び同意」において必要とされている説明内容について、文書を交付して説明を行っていない場合には、契約月から当該状態が解消されるに至った月の前月まで減算するとされているところです。

昨年度の集団指導においては、簡素にお知らせしていましたが、令和3年度介護報酬改定で、前記の説明内容に次の内容が加えられ、この内容を説明していない場合は、減算が必要となりますので、再度ご留意ください。

「前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合（上位3位まで）」

【参考資料】

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成11年7月29日老企第22号) 第2の3(2)
- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」(平成12年3月1日老企第36号) 第3の6(1)

- 入院時情報連携加算（居宅介護支援）

同加算(I)および(II)の起算日は、入院日当日とします。

入院日を含み3日以内、または7日以内の情報提供についての算定となります。

(令和5年度集団指導の資料公開月の翌月の入院日から適用)

【参考資料】

- 「厚生労働大臣が定める基準」（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）第 85 号イ、ロ
- 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）第 3 の 13（2）、（3）

4. 介護給付費適正化事業における点検の実施

佐世保市では、地域支援事業の一環として、介護給付費適正化事業（介護保険法第 115 条の 45 第 3 項第 1 号）を実施しています。

下記について、具体的には、対象事業所等へ連絡させていただきますので、ご協力の程をお願いします。

- 市が実施する点検について

下記について、適宜、照会や資料提出などをお願いしています。

- 縦覧点検 —— 複数月の介護報酬請求書データによる
 - ◇ 国民健康保険団体連合会が実施している点検を補充するもの
- ケアプラン点検 — 居宅サービス計画書等一式による
 - ◇ 短期入所利用延長申請時の適宜のケアプラン点検を含む

- 連絡メールアドレス

点検について、ご連絡やご質問等の際には、次のメールアドレスへお願いします。

アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

- ※ 長寿社会課に登録されている事業所のメールアドレスに変更がある場合は、上記アドレスへ新しいメールアドレスをお知らせください。

5. 事故報告についての注意事項

- 報告時の個人情報の取扱い

事故報告書を提出する際に、メールの誤送信等による個人情報漏洩を防止するために、つぎの点にご注意ください。

1. (1)「メール件名」、(2)「メール本文」および(3)「事故報告書のファイル名」に個人の氏名を入れないでください。
 - (1)「メール件名」、(3)「事故報告書のファイル名」は、次の形式でお願いします。
 - ◇ 事故発生日(R+数字6桁)+法人名+事故報告
 - (例) R050401□□会事故報告
2. 事故報告書には対象者の氏名ではなく、介護保険の被保険者番号を記入してください。
3. 家族について記載する場合は、氏名ではなく続柄などを使用してください。
(例) 長男、長女

- 報告対象

1. 死亡に至った事故
2. 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
3. 感染症、食中毒及び結核
4. 従業員の法令等違反、不祥事等（利用者の処遇に影響があるもの）虐待、預かり金の横領・紛失、書類紛失、送迎時の交通事故等
5. その他、報告が必要と認められるもの
利用者の行方不明、自然災害、火災、盗難等の発生により、利用者に影響のあるもの

- 提出先メールアドレス変更

次のアドレス(令和5年4月変更)へ事故報告書をメールで送信してください。
アドレス：careplan@city.sasebo.lg.jp

- 事故報告書様式

佐世保市ホームページに掲載している様式を使用してください。
ホーム>事業者の方へ>介護・高齢福祉>各種様式
>【様式】介護保険施設等における事故の報告様式等について

6. 介護保険に係る質問時の留意点及び提出先

● 質問時の留意点

1. 佐世保市ホームページの「お問合せ」からの質問ではなく、下記のページの質問票をご使用ください。
2. ご質問の際は、書籍やホームページ等で、各基準や通知等の事前確認をお願いします。
3. 質問者の見解、参照した資料等の欄への記入をお願いします。
(書籍の名称〇年度版の〇〇ページ、ホームページの掲載者名と記事タイトル等)
4. 参考資料等がある場合は添付してください。
5. サービスの種類は、介護保険法上の名称を記入してください。
6. ご質問の内容により質問票の提出先が異なりますので、具体的には佐世保市ホームページの下記ページをご確認ください。
7. 回答については、ご質問の内容によって、その確認や検討に相応の時間が必要となることがあり、お待たせすることもありますので、あらかじめご了承ください。

※ [佐世保市ホームページ]

ホーム> 事業者の方へ> 介護・高齢福祉> 事業者へのお知らせ
> 介護保険事業サービスに関する質問等の取扱いについて (お願い)

● 提出先メールアドレス変更

長寿社会課が担当する質問内容の提出先メールアドレスにつきましては、次のアドレスに変更しています。(令和5年4月変更)

アドレス: careplan@city.sasebo.lg.jp